

第538回（令和5年度第1回）
鳥取地方最低賃金審議会
（令和5年7月7日）

追 加 資 料

第538回（令和5年度第1回）
鳥取地方最低賃金審議会
（令和5年7月7日）

追 加 資 料

- | No. | 資 | 料 |
|-----|---------------------------------|-----------|
| 1 | 令和5年春季賃上げ各集計期間別状況（連合・経団連） | |
| 2 | 要請書（最低賃金の大幅な引上げ及び中小企業支援の充実について） | （鳥取県弁護士会） |

令和5年 春季賃上げ 各集計機関別集計状況

【賃金】

● 連 合（平均賃金方式、加重平均）

	3月17日 (3月17日発表)	3月23日 (3月24日発表)	4月3日 (4月5日発表)	4月11日 (4月13日発表)	5月8日 (5月10日発表)	6月1日 (6月5日発表)	7月3日 (7月5日発表)	(前年同時期) 7月1日 (7月5日発表)
全体計	3.80%	3.76%	3.70%	3.69%	3.67%	3.66%	3.58%	2.07%
	11,844円	11,554円	11,114円	11,022円	10,923円	10,807円	10,560円	6,004円
	(805組合) 1,589,739人	(1,290組合) 1,814,449人	(2,484組合) 2,262,647人	(3,066組合) 2,423,632人	(3,681組合) 2,591,143人	(4,475組合) 2,729,728人	(5,272組合) 2,877,053人	(4,944組合) 2,710,296人

(平均賃金方式、300人未満、加重平均)

	3月17日 (3月17日発表)	3月23日 (3月24日発表)	4月3日 (4月5日発表)	4月11日 (4月13日発表)	5月8日 (5月10日発表)	6月1日 (6月5日発表)	7月3日 (7月5日発表)	7月1日 (7月5日発表)
300人未満	3.45%	3.39%	3.42%	3.39%	3.35%	3.36%	3.23%	1.96%
	9,026円	8,763円	8,554円	8,456円	8,328円	8,328円	8,021円	4,843円
	(398組合) 43,232人	(706組合) 77,374人	(1,528組合) 164,659人	(1,975組合) 206,554人	(2,478組合) 251,900人	(3,144組合) 308,148人	(3,823組合) 362,688人	(3,596組合) 340,095人

(平均賃金方式、300人以上、加重平均)

	3月17日 (3月17日発表)	3月23日 (3月24日発表)	4月3日 (4月5日発表)	4月11日 (4月13日発表)	5月8日 (5月10日発表)	6月1日 (6月5日発表)	7月3日 (7月5日発表)	7月1日 (7月5日発表)
300人以上	3.81%	3.78%	3.72%	3.72%	3.70%	3.69%	3.64%	2.09%
	11,928円	11,683円	11,325円	11,274円	11,220円	11,147円	10,957円	6,183円
	(407組合) 1,546,507人	(584組合) 1,737,075人	(956組合) 2,097,988人	(1,091組合) 2,217,078人	(1,203組合) 2,339,243人	(1,331組合) 2,421,580人	(1,449組合) 2,514,365人	(1,348組合) 2,370,201人

○ 経団連（原則として従業員500人以上、主要21業種・大手241社（*）、加重平均、回答状況）

	5月19日	*昨年の調査対象は大手252社→	5月20日	(前年同企業)
大手企業	3.91%		2.27%	2.35%
	13,110円		7,430円	7,794円
	(92社)		(81社)	—

(前年同時期)

(原則として従業員500人未満、17業種・754社、加重平均、回答状況)

	6月23日	(前年同時期)
中小企業	2.94%	6月10日 1.97%
	7,864円	5,219円
	(277社)	(249社)

令和5年 春季賃上げ 各集計機関別集計状況

【年間一時金】

● 連 合（加重平均、回答集計）

	4月3日 (4月5日発表)	5月8日 (5月10日発表)	6月1日 (6月5日発表)	7月3日 (7月5日発表)
月数回答	4.92月 (1,209組合) 1,512,357人	4.88月 (1,683組合) 1,702,085人	4.87月 (1,968組合) 1,862,317人	4.87月 (2,213組合) 1,960,479人
金額回答	1,618,133円 (577組合) 653,826人	1,597,406円 (823組合) 745,607人	1,595,525円 (1,070組合) 955,648人	1,588,396円 (1,344組合) 1,127,836人

(前年同時期)

7月1日 (7月5日発表)
4.87月 (2,018組合) 1,827,428人
1,560,045円 (1,237組合) 1,080,221人

○ 経団連

なし

【夏季一時金】

● 連 合（季別、加重平均、回答集計）

	4月3日 (4月5日発表)	5月8日 (5月10日発表)	6月1日 (6月5日発表)	7月3日 (7月5日発表)
月数回答	2.42月 (1,097組合) 1,197,322人	2.39月 (1,620組合) 1,370,267人	2.38月 (1,984組合) 1,564,783人	2.34月 (2,675組合) 1,777,471人
金額回答	730,235円 (672組合) 555,714人	722,442円 (989組合) 641,969人	738,357円 (1,340組合) 915,694人	717,421円 (2,009組合) 1,175,981人

(前年同時期)

7月1日 (7月5日発表)
2.33月 (2,509組合) 1,820,757人
708,319円 (1,862組合) 1,030,274人

○ 経団連（原則として従業員500人以上、主要21業種・大手241社、加重平均、妥結状況）

大手企業	6月29日
回答月数	— —
妥結額	956,027円 (121社)

(前年同企業)

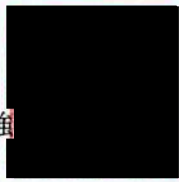
6月25日	6月17日
— —	— —
841,150円 (104社)	920,076円 —

(前年同時期)

2023年7月4日

鳥取地方最低賃金審議会 御中

鳥取県弁護士会
会長 房安 強



要 請 書

(最低賃金の大幅な引上げ及び中小企業支援の充実について)

当会では、別紙のとおり「最低賃金の大幅な引上げ及び中小企業支援の充実を求める会長声明」を発しました。

本書面のとおり貴審議会に送付します。本声明の趣旨に沿った対応をしていただきますよう要請いたします。宜しくお願いいたします。

中国科学院图书馆
编印

书 目 要 录

(中国科学院图书馆编印)

中国科学院图书馆编印
中国科学院图书馆编印
中国科学院图书馆编印
中国科学院图书馆编印
中国科学院图书馆编印

最低賃金の大幅な引上げ及び中小企業支援の充実を求める会長声明

昨年、鳥取地方最低賃金審議会の審議に基づいて、2022年（令和4年）10月6日施行の鳥取県の地域別最低賃金は、時給854円と決定されました。前年から33円の上昇となっています。しかし、時給854円という水準では、1日8時間、週40時間働いたとしても、月収約14万8000円、年収約177万円程度にしかありません。この賃金額では、依然として労働者やその家族が十分に生活できるだけの収入水準が確保されているとは言い難いと考えます。

2022年の最低賃金は、最も高い東京都が時給1072円に対し、高知など10県の853円が最も低く、219円もの開きがありました。しかし、地域別最低賃金を決定する際の考慮要素とされる労働者の生計費は、労働組合や研究者による調査によれば、都市部と地方の間でほとんど差がないことが明らかになっています。都市部以外の地域では、都市部に比べて住居費が低廉であるものの、公共交通機関の利用が制限され、通勤その他の社会生活を営むために自動車の保有を余儀なくされることが背景にあります。

そして、2022年度平均の消費者物価指数（総合指数）は前年度より3.2%上昇するなど、生計費が急激に増大しており、最低賃金を引き上げる必要性が増しています。最低賃金付近の低賃金労働を強いられている労働者の多くは、もともと十分な貯蓄ができていませんので、物価上昇に対応する賃金引き上げは、死活問題です。

一方、最低賃金の引上げによって経営に大きな影響を受ける中小企業に対して、政府は、長期的継続的な支援策を強化すべきです。下請の中小企業は、原材料やエネルギーの価格高騰分に加えて人件費の上昇分を価格に転嫁するのは困難と指摘されていることから、価格転嫁を進めるルール作りが必要です。また、賃金引き上げを実施した中小企業について、社会保険料の減免や減税、補助金支給等の支援策を広く実施すべきです。

上記を踏まえ、当会は、鳥取地方最低賃金審議会に対し、鳥取県の地域別最低賃金の大幅な引上げの答申を出すことを求めるとともに、政府に対して中小企業の支援の充実を求めます。

以上

2023年（令和5年）7月4日

鳥取県弁護士会

会長 房安 強

